

(第12号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (議員報酬の額)		第1条 (略) (議員報酬の額)	
第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。		第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。	
議長	901,100円	議長	892,400円
副議長	763,500円	副議長	756,100円
委員長	654,200円	委員長	647,900円
副委員長	624,700円	副委員長	618,600円
上記以外の議員	594,800円	上記以外の議員	589,000円
第3条～第5条 (略) (期末手当)		第3条～第5条 (略) (期末手当)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の202.5</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の197.5</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
3～5 (略)		3～5 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
附 則 この条例は、令和6年3月1日から施行する。			

(参 考)

第2条関係

	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
現 行	892,400	756,100	647,900	618,600	589,000
改正案	901,100	763,500	654,200	624,700	594,800
差	8,700	7,400	6,300	6,100	5,800

第6条関係

	6月	12月	年間
現 行	197.5/100	197.5/100	395/100
改正案	202.5/100	202.5/100	405/100
差	5/100	5/100	10/100